野田地区回覧

【重要】生活道路の法定速度が 60km/h から 30km/h へ引き下げ

生活道路では、30km/h を守り、周囲の状況に応じてさらに速度を落としましょう。

住宅地などの狭い生活道路では、2026 年９月１日の道路交通法施行令改正により、速度制限の標識がない場合でも、対象となる生活道路の法定速度がこれまでの時速 60km から時速 30km に引き下げられます。

対象となる道路

- 中央線や車両通行帯が設けられていない一般道路
- 中央分離帯などにより、往復方向に分離されていない道路
- 主に地域住民の日常生活に利用されるような生活道路

変更されない道路(すべての道路が 30km/h になるわけではありません)

- 中央線や車両通行帯が設けられている一般道路は、引き続き法定速度 60km/h
- 中央分離帯などにより往復方向が分離されている一般道路は、引き続き法定速度 60km/h
- 最高速度の標識等がある場合は、その指定速度が優先

30 キロ制限の理由

- 時速 30km を超えると、歩行者と衝突した際の致死率が急激に上がるため
- 狭い生活道路での歩行者や自転車の安全を守るため

ドライバーの皆さんへ

「急がず・焦らず・ゆっくりと」

■警察庁HP
▼生活道路における法定速度の引下げについて
https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seikatsudouro/seikatsudoro.html

住宅地では、子どもや高齢者などが突然道路に出てくることがあります。
速度を落とし、周囲をよく確認して、思いやりのある安全運転をお願いします。

交通事故のない
「安全・安心な野田地区」をみんなでつくりましょう！

2026 年９月１日から新ルールです

裏面へ 警視庁広報啓発ポスター 野田地区周辺の速度規制地図

野田まちづくり協議会・野田地区自治会連合会・野田地区見守り隊

生活道路※における自動車の法定速度が引き下げられます!!

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60km/h → 30km/h



▼ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▼

1. 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路



2. 道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路



3. 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの

4. 自動車専用道路

◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。
◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

警察庁・都道府県警察

ご注意
9月から法定速度が変わります!!

野田地区周辺の速度規制地図



速度規制のある幹線道路以外の
全域の法定速度が30km/hとなります。

野田まちづくり協議会　防犯・防災部会作成